

「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」
後半期（H24～26）の取組み

平成24年3月

北 海 道

目 次

はじめに	．．．．	1
1 前半期（H20～23）における取組状況	．．．．	2
（1）財政健全化の取組状況	．．．．	2
（2）行財政改革の取組状況	．．．．	3
2 後半期（H24～26）の取組み	．．．．	6
（1）収支対策の内容	．．．．	6
（2）収支対策を踏まえた今後の収支見通し	．．．．	7
（3）行財政構造改革の取組み	．．．．	8
3 推進管理	．．．．	11
参考資料1 道財政の中期展望（一般財源ベース）	．．．．	12
参考資料2 用語解説	．．．．	13

はじめに

〔これまでの取組み〕

道財政は、過去の大規模な景気対策時に発行した道債の償還費や老人医療費などの義務的経費が増加する一方、歳入面では地方交付税総額や道税収入の伸びが見込めないことなどから、構造的な歳入・歳出ギャップが生じている状況が続いています。

このため道は、平成18年2月に持続可能な行財政構造の確立を目指して「新たな行財政改革の取組み」を策定し、特に、平成18年度及び19年度の2カ年間の集中対策期間においては、聖域なき歳出の見直しと歳入確保に向けた取組みを進め、1,800億円に上ると見込まれた収支不足への対応を図り、赤字再建団体への転落を回避してきました。

しかしながら、平成20年度以降においても、様々な要因により収支不足額は更に拡大する見通しにあったことから、平成20年2月に「新たな行財政改革の取組み」を改訂し、平成20年度から23年度までの4年間で「前半期の取組み」として位置づけ、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを計画的に進めてきたところです。その結果、収支不足額は平成18年度をピークとして徐々に減少し、また、道債残高も特例的な地方債を除き減少するなど、財政構造の改善が着実に進みつつあります。

〔現下の財政環境〕

こうした取組みの一方で、世界的な経済危機や東日本大震災の発生など厳しい社会経済環境が続く中、道民生活に不可欠な行政サービスの確保や、拡大し続ける保健福祉関係経費への対応など必要な財政需要が増加していることから、道財政は収支の改善が遅れが生じ、今後もなお収支不足の発生が避けられない状況にあります。このため、引き続き多額の収支不足が見込まれる厳しい財政状況の中で、北海道が今後も、道民の生活を守り、未来に向けて地域を発展させていくという役割を果たしていくためには、財政健全化団体への転落を回避し、持続可能な行財政構造を確立することが必要であります。

一層厳しさを増す経済・雇用問題、急がれる原子力安全対策やTPP協定への対応など、いま北海道は大きな岐路に立たされており、本道の将来に向け、揺るぎない財政基盤をしっかりとつくりあげていかななくてはなりません。

〔今後の取組み〕

この『「新たな行財政改革の取組み」(改訂版)後半期(H24~26)の取組み』は、こうした考え方にに基づき、「新たな行財政改革の取組み(改訂版)」の後半期(平成24年度~26年度)における、収支対策や行財政改革の具体的な取組内容をお示しするものです。特に、道財政の構造的な収支不足の大きな要因となっている道債償還費の縮減に向けて新規道債発行の抑制を図るとともに、施策の見直しや徹底した歳出・歳入の見直しを行い、これまでの取組みにより改善が図られてきた実績を踏まえながら、更なる行財政改革の取組みを推進していきます。

〔中長期の財政見通し〕

平成27年度においても多額の収支不足が予想されるなど、依然として厳しい財政状況となっており、平成27年度以降における対策については、次期行財政計画において検討することとなります。国においては、社会保障と税の一体改革や公務員制度改革など、道財政への影響が大きい項目が検討されている状況であり、道としては、これらの検討結果を注視し、国に対して必要な要望や提言を行うとともに、たゆまぬ行財政改革に取り組みながら、持続的、安定的な財政構造の実現に向けて取組みを進めていきます。

1 前半期（H20～23）における取組状況

（1）財政健全化の取組状況

道では、平成20年2月に「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」を策定し、平成26年度までを推進期間として、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを計画的に進めてきており、その結果、収支不足額は平成18年度をピーク（2,150億円）として徐々に減少し、道債残高も地方交付税の振り替わりである臨時財政対策債の増額分や補正予算債などの特例的な地方債を除き、着実に減少してきています。

しかしながら、世界的な経済危機や東日本大震災の発生など厳しい社会経済環境の中で、道民の安全・安心の確保や活力ある北海道の未来を築くために不可欠な施策については、必要な水準を維持するとともに、新たな財政需要についても対応する必要があったことなどから、結果として、平成20年2月改訂時に見込んでいた平成23年度計画の姿と比べ、収支対策を実施してもなお調整を要する額（要調整額）が拡大しました。

[H23.2定時における収支見通し（一般財源ベース）]

（単位 億円）

区 分		H23 H20.2改訂 a	H23 H23.2定 b	増 減 b-a	主な内容
歳 出	人 件 費	5,740	5,930	190	共済制度改正増等
	投資的経費	950	710	240	国直轄事業負担金減等
	道債償還費	4,590	4,380	210	金利減等
	義務的経費	4,310	4,260	50	
	保健福祉関係	2,320	2,420	100	医療費増等
	そ の 他	1,990	1,840	150	税関係交付金減等
	その他歳出	1,440	1,660	220	施策水準維持・新規施策等
計 A	17,030	16,940	90		
歳 入	道税・交付税等	14,180	14,280	100	交付税増等
	その他歳入	1,690	1,550	140	地方消費税清算金減等
	計 B	15,870	15,830	40	
収支不足額(B-A) C		1,160	1,110	50	
収支 対策 D	財政的調整	590	450	140	行政改革推進債、退職手当債、歳出平準化対策
	歳出削減等	480	470	10	歳出削減（人件費、投資的経費、その他歳出）、歳入確保
要調整額 C+D		90	190	100	

H23(H20.2改訂)の「道総研」人件費分100は比較のため「その他歳出」にカウント

(2) 行財政改革の取組状況

これまで、行財政構造改革の枠組みに基づき職員数の適正化をはじめ、民間開放の推進、札幌医科大学や試験研究機関の地方独立行政法人¹化など、行財政改革の取組みを着実に推進してきました。

< 行財政構造改革の枠組み >

行財政運営システムの見直し等
事務・事業の見直し
民間開放等の推進
組織機構の見直し
関与団体の見直し
公営企業等の見直し
定員管理および給与の適正化等
人材育成の推進

以下に、行財政構造改革の主な取組状況を説明します。

行財政運営システムの見直し等

広報業務の一元化による効率的・効果的な広報の展開、附属機関²等の委員公募制の拡大などにより、道民参加の促進等を図ってきたほか、P D C Aサイクル³に基づく成果志向の行財政運営基本システム⁴の導入として、道が行う全ての事務事業（約3,800）についてフルコストで評価する政策評価を実施し、次年度の予算や組織機構の見直しに反映させるなど、予算と人員の削減、行政運営の効率化と行政サービスの維持向上を図ってきました。

事務事業の見直し

内部管理事務等の全道一元化の推進として、出納局集中業務室を設置するなど、業務量やコストの削減に努めてきたほか、資産の有効活用や売却を促進するなど、ファシリティマネジメント⁵の推進を図り、新たな歳入の確保に努めてきました。

〔実績	広告事業、北側駐車場	H20～22	255百万円
	遊休資産の売却	H20～22	4,599百万円

また、ICT⁶化による省力化・事務効率化の推進として地方税の電子申告（H22実績39%）や電子調達システムの運用などによる事務の省力化・効率化を進めるとともに、事務改善の推進として、事務改善ガイドラインに基づく事務改善や附属機関等の統廃合を進めるなど、事務事業の見直しに努めてきました。

民間開放等の推進

47の道立施設に係る指定管理者制度⁷の導入促進や、北海道市場化テスト⁸の実施による庁舎受付業務や道路パトロール業務など10の業務について民間開放を進めてきたほか、札幌医科大学でのE S C O事業⁹の導入など、施設整備・管理等における民間ノウハウの導入を進め、施設管理に要する経費の縮減や業務委託による人員の縮減などに努めてきました。

実績	指定管理者制度：第2期契約における経費縮減	125百万円（H22）
	市場化テスト：H19～22実績 削減人工数	204人

組織機構の見直し

平成21年3月に策定した「道組織の見直し方針¹⁰」に基づく見直しとして、消費者行政や組合検査事務など18の類似業務について集約・一元化を図ってきたほか、札幌医科大学や試験研究機関の地方独立行政法人化による運営費の縮減、道税事務所等の統合や網走・滝川の高等技術専門学校の廃止などの統廃合の推進による維持費の縮減等を図ってきました。

実績
運営費交付金の縮減
札幌医科大学：H19 7,119百万円 H23 6,207百万円 912百万円
総合研究機構：H22 13,792百万円 H23 13,519百万円 273百万円
統廃合の推進
札幌肢体不自由児療育センターと小児総合保健センター、道税事務所等の統合 網走高等技術専門学院、滝川高等技術専門学院、苫小牧地方環境監視センター等の廃止 中央乳児院、釧路高等看護学院、身体障害者リハビリテーションセンター等の民間移管 近代美術館と三岸好太郎美術館の一体的運営

関与団体の見直し

「関与団体見直し計画¹¹」に基づき、関与団体数の縮減や、団体への派遣職員数の削減に取り組み、団体数では、平成17年の165団体に対し、平成22年には111団体に、派遣職員数では、同じく平成17年の136人に対し、平成22年には16人まで削減し、団体の自立化を図ってきました。

公営企業等の見直し

病院事業改革プラン¹²を策定、推進し、経営改善に向けた取組の推進や道立紋別病院の移管を行ってきたほか、北海道競馬改革ビジョン¹³の推進により、競馬事業に係る一般会計からの借入金ゼロの達成など、公営企業等の経営の健全化を図ってきました。

定員管理及び給与の適正化等

「職員数適正化計画¹⁴」に基づき、知事部局の職員数については、平成17年の19,489人から、平成23年には14,658人、4,831人の削減、教育庁職員数では、平成17年の1,091人から、平成23年には923人と、168人の削減を行ってきたほか、勤務実績の給与への反映や手当等の見直しなど、給与の適正化の推進を図ってきました。

人材育成の推進

これまで、「新・北海道職員人材育成推進計画¹⁵」に基づく取組みとして、通信教育講座の拡充などによる職員の自己啓発の支援や職場内外研修の充実による職員の基本的能力の向上に努めてきたほか、職員モチベーションの向上のため、働きやすい職場環境づくりに向けた取組の強化を図ってきました。

2 後半期（H24～26）の取組み

（1）収支対策の内容

収支見通しの精査を踏まえた収支不足額に対し、行政改革推進債や退職手当債を最大限活用するなど可能な限りの財政的調整を行った上で、なお不足する額について、歳出削減などに取り組みます。

これらの収支対策を実施してもなお調整を要する額（要調整額）については、毎年度の予算編成や執行方法の見直しなどを通じて、最終的に収支の均衡を図ります。

こうした取組みにより収支不足への対応を図る一方、新規道債発行の抑制を図り、道債残高は地方交付税の振り替わりである臨時財政対策債の増額分や補正予算債などの特例的な地方債を除き、平成26年度末に概ね5兆円程度とするとともに、中長期的にも、実質公債費比率が25%を超えて財政健全化団体となることのない財政運営を行います。

区 分		内 容																								
歳 出	人 件 費	1 一般職																								
		・給料の縮減	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">管理職員</td> <td>課長相当職以上</td> <td>9%</td> <td>9%</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>主幹相当職</td> <td>9%</td> <td>8.7%</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般職員</td> <td>下記以外の職員</td> <td>4.8%</td> <td>4.5%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>30歳以下の職員</td> <td>4%</td> <td>4%</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>			区 分		H24	H25	H26	管理職員	課長相当職以上	9%	9%	9%	主幹相当職	9%	8.7%	8.4%	一般職員	下記以外の職員	4.8%	4.5%	4.2%	30歳以下の職員	4%
区 分		H24	H25	H26																						
管理職員	課長相当職以上	9%	9%	9%																						
	主幹相当職	9%	8.7%	8.4%																						
一般職員	下記以外の職員	4.8%	4.5%	4.2%																						
	30歳以下の職員	4%	4%	4%																						
削 減	投資的経費	・管理職手当の縮減～管理職員 20%																								
		・期末・勤勉手当の縮減 管理職員：算出基礎額のうち役職段階別加算額の1/3相当額を減額 一般職員：算出基礎額のうち役職段階別加算額の1/4相当額を減額																								
削 減	投資的経費	・査定昇給の凍結																								
		2 特別職																								
削 減	投資的経費	・給料の縮減～知事 25%、副知事 20%、教育長 15%、その他の常勤の特別職 10%																								
		・期末手当の縮減～知事 25%、副知事 20%、教育長 18%、その他の常勤の特別職 15%																								
削 減	投資的経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">内 容（一般財源ベース）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公共事業費</td> <td>補助事業費</td> <td>前年度対比</td> <td>8%程度</td> </tr> <tr> <td>国直轄事業負担金</td> <td>前年度対比</td> <td>3%程度</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">投資単独事業費</td> <td>特別対策事業費</td> <td rowspan="2">前年度対比</td> <td rowspan="2">7%程度</td> </tr> <tr> <td>公共関連単独事業費</td> </tr> <tr> <td>施設等建設工事費</td> <td colspan="2">規模継続（ ）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		内 容（一般財源ベース）		公共事業費	補助事業費	前年度対比	8%程度	国直轄事業負担金	前年度対比	3%程度	投資単独事業費	特別対策事業費	前年度対比	7%程度	公共関連単独事業費	施設等建設工事費	規模継続（ ）						
		区 分		内 容（一般財源ベース）																						
公共事業費	補助事業費	前年度対比	8%程度																							
	国直轄事業負担金	前年度対比	3%程度																							
投資単独事業費	特別対策事業費	前年度対比	7%程度																							
	公共関連単独事業費																									
	施設等建設工事費	規模継続（ ）																								
削 減	投資的経費	施設等建設工事費については、規模継続を基本とし、耐震改修等緊急性の高いものに配慮																								
		道債償還費	新規道債発行の抑制による圧縮																							
削 減	投資的経費	その他歳出	前半期における取組実績を踏まえた歳出削減																							
		歳入確保	道税・交付税等の確保努力、使用料・手数料等の見直し、遊休資産等の売却促進																							
道債残高		平成26年度末の道債残高目標：概ね5兆円程度（特例的な地方債を除く）																								

(2) 収支対策を踏まえた今後の収支見通し

[一般財源ベース]

(単位 億円)

区分	H23.11時点	H24当初	増減	主な内容	H25	H26	摘要	
	H24見込 a	b	b-a					
歳出	人件費	5,820	5,790	30	共済費減等	5,730	5,690	職員数適正化計画反映等
	投資的経費	650	670	20	新幹線負担金増等	640	620	直轄負担金過年度償還分減等
	道債償還費	4,510	4,490	20	金利減等	4,550	4,530	臨財債1,800億円、利率 2.0%
	義務的経費	4,350	4,500	150		4,590	4,680	
	保健福祉関係	2,510	2,600	90	制度改正増等	2,690	2,780	医療費増等(年90億円)
	その他	1,840	1,900	60	地方消費税清算金増等	1,900	1,900	
	その他歳出	1,580	1,580	0		1,580	1,580	
計 A	16,910	17,030	120		17,090	17,100		
歳入	道税・交付税等	14,310	14,430	120	制度改正増等	14,480	14,540	臨財債の交付税算入分増
	その他歳入	1,550	1,550	0	地方特例交付金減等	1,550	1,550	
	計 B	15,860	15,980	120		16,030	16,090	
収支不足額 (B - A) C	1,050	1,050	0		1,060	1,010		
収支 対策 D 等	財政							
	行政改革推進債	250	270	20	公共増に伴う発行額増	250	230	
	退職手当債	200	200	0		200	200	
	歳出平準化対策	200	200	0		150	50	
	人件費	250	230	20	縮減率見直し	220	210	
	投資的経費	30	10	20	公共増等	40	60	
	その他歳出	50	70	20		120	170	
歳入確保等	20	20	0	財産収入(土地売払)	30	40		
要調整額 (C + D)	50	50	0		50	50		

現時点で見込まれる要調整額は、毎年度の予算編成や執行方法の見直し等を通じて、最終的に収支均衡を図る。

(3) 行財政構造改革の取組み

今後3年間における、主な取組みをお示しします。

項目	主な取組み	内容等
歳出削減	人件費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・給与の独自縮減措置の実施（H24～26） （給料、期末・勤勉手当、管理職手当の縮減など）
	投資的経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の削減率により計画的に縮減 ・「北海道公共事業コスト構造改善プログラム（H21～25）」に基づく計画的なコスト縮減 ・直轄事業負担金の廃止に向けた国への要望 ・施設等建設工事費については、平成19年度規模継続を基本として、耐震改修等緊急性の高いものに配慮
	道債償還費の圧縮	<ul style="list-style-type: none"> ・新規道債発行の抑制による圧縮
	その他の削減	<p><一般施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価結果に基づく、施策及び事務事業の徹底した見直し、歳出の削減 <p><義務的経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道医療費適正化計画（H20～24）」に基づく適正化対策の推進 ・特定疾患医療費など国庫補助事業に係る超過負担の解消に向けた国への要請
歳入確保	道税・交付税等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税総額の安定的な確保に向けた取組みの強化 ～制度改正要望等 ・道税及び使用料、貸付金などの未収金の徴収強化 ～個人住民税について市町村との連携等を強化 ～自動車税について差押え等の滞納処分を強化 ～コンビニ収納の拡大や多様な収納方法の検討
	使用料・手数料等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供原価に見合った料金の徴収 ・行政財産の貸付範囲の拡大 ・行政財産使用料の算定方法の見直し

項目	主な取組み	内容等
行財政運営システムの 見直し等	道民参加の促進等	・ 附属機関 ^{*2} 等の委員の公募制及び女性登用の拡大
	P D C A サイクル ^{*3} に基づく 行財政運営基本システム ^{*4} の点検及び改善	・ 政策評価、予算編成、組織機構に係る事務の効率化に向けた点検および改善
事務・事業 の見直し	内部管理事務等の全道一元 化の推進	・ 出納局集中業務室業務の更なる効率化
	ファシリティマネジメント ^{*5} の推進	・ 資産の有効活用 ・ 遊休資産の売却促進 ・ 「公宅のあり方について」に基づく見直し ～ 公宅数の適正管理、適正な貸付料の設定等 ・ 振興局等における機械警備の導入
	I C T ^{*6} 化による省力化・ 事務効率化の推進	・ 地方税の電子申告の運用拡大 (H22 39% H26 60%以上) ・ 電子調達システムの運用 ・ 情報システムの最適化 ～ 庁内約200システムの統合・効率化等の検討
	事務改善の推進	・ 事務改善ガイドラインに基づく、事務改善の推進 ・ 附属機関 ^{*2} 等、その他協議会の見直し
民間開放等 の推進	指定管理者制度 ^{*7} の運用	・ 指定管理者制度 ^{*7} の適切な運用
	「北海道市場化テスト ^{*8} 」 対象業務の拡大	・ 旅費業務等の検討 ・ 市場化テスト実施方針の見直し
	施設整備・管理等における 民間ノウハウの導入	・ 「E S C O 事業 ^{*9} 」の導入 ・ P F I 法改正に対応した対象業務の洗い出し ・ 定期借地権活用による東京事務所の改築
組織機構の 見直し	「道組織の見直し方針 ^{*10} 」 に基づく見直しの推進	・ 政策評価結果に基づく、業務プロセスの見直し、 業務量に見合った適正な人員配置、組織機構の 見直し ・ 類似業務の集約・一元化 ～ 文化スポーツ行政の一元化等 ・ 統廃合の推進 ～ 出先機関の見直し ～ 課税事務(自動車二税)などの集約
関与団体の 見直し	「関与団体見直し計画 ^{*16} 」 の推進 (H22.4.1～H25.11.30)	・ 出捐等の取扱い等の検討

項目	主な取組み	内容等
公営企業等の見直し	次期病院事業改革プランの策定(H24)及び推進	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の道立病院の役割・あり方の検討 ・自律的な病院運営の確保が可能な望ましい経営形態の検討
	北海道競馬推進プラン ^{*17} の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道競馬推進プラン^{*17}に基づく収益構造の更なる安定
	道営住宅事業の健全化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化などによる施設のライフサイクルコストの縮減 ・使用料の負担の適正化 ・民間指定管理者の参入拡大 ・収入未済の解消 など
	地方公社の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道住宅供給公社に係る事業計画の確実な実行
定員管理および給与の適正化等	職員数適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・知事部局職員数 (H23.4.1)14,658人 (H27.4.1)12,600人程度 ・教育庁職員数 (H23.4.1) 923人 (H27.4.1) 900人程度
	給与の適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・手当の見直し等
人材育成の推進	「新・北海道職員人材育成推進計画 ^{*15} 」に基づく取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の意欲と能力を高める人材育成の推進
	職員がチャレンジできる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・職員意欲の向上につながる取組みの強化

3 推進管理

『「新たな行財政改革の取組み」(改訂版)後半期(H24~26)の取組み』に記載した各種施策を着実に推進するためには、道民の皆さまを始め、市町村や関係団体などのご理解とご協力が必要であることから、引き続き様々な機会を通じて、道内各界各層から広くご意見を伺いながら、的確な推進管理を行い、実効ある取組みを進めます。

「道財政の収支見通し」は、今後の国の地方財政対策やそれぞれの時点における様々な情勢変化も踏まえ、毎年度、ローリングを行い、あわせて行財政改革の主な取組み状況をお示しするとともに、必要に応じて対策の見直しや追加等の検討を行うこととします。

参考資料 1
道財政の中期展望（一般財源ベース）

		←----- 対策期間 ----->				(単位 億円)					
区 分		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
歳 入	人 件 費	5,790	5,730	5,690	5,670	5,590	5,510	5,470	5,520	5,460	5,410
	投資的経費	670	640	620	530	510	500	490	480	470	470
	道債償還費	4,490	4,550	4,530	4,530	4,490	4,490	4,360	4,370	4,230	4,250
	臨時財政対策債	560	660	730	800	890	1,020	1,150	1,270	1,330	1,390
	その他	3,930	3,890	3,800	3,730	3,600	3,470	3,210	3,100	2,900	2,860
出	義務的経費	4,500	4,590	4,680	4,770	4,860	4,930	5,010	5,080	5,160	5,240
	保健福祉関係	2,600	2,690	2,780	2,870	2,960	3,050	3,140	3,230	3,320	3,410
	その他	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,880	1,870	1,850	1,840	1,830
	その他歳出	1,580	1,580	1,580	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410
計 A		17,030	17,090	17,100	16,910	16,860	16,840	16,740	16,860	16,730	16,780
歳 入	道税・交付税等	14,430	14,480	14,540	14,650	14,760	14,870	14,980	15,090	15,200	15,310
	その他歳入	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
計 B		15,980	16,030	16,090	16,200	16,310	16,420	16,530	16,640	16,750	16,860
収 支 不 足 額 (B - A) C		1,050	1,060	1,010	710	550	420	210	220	20	80
収 支 対 策 D	財政的調整	670	600	480	H27以降は次期行財政計画で対策を実施						
	歳出削減等	330	410	480							
要 調 整 額 (C + D)		50	50	50							

H27以降はH24～26の歳出削減等の効果を反映

道債残高見込み (目標ベース) ア	52,400	51,300	49,900
----------------------	--------	--------	--------

道債残高見込み イ	58,400	58,400	58,200	57,700	57,300	56,700	56,200	55,900	55,800	55,800
臨時財政対策債以外	44,800	43,600	42,100	40,200	38,300	36,400	34,600	33,400	32,300	31,300

道債残高は年度末見込みの数値（百億円未満切捨て）。

アとイの差は、減収補填債（H19～21 377億円）、補正予算債（H20～23 640億円）及び臨時財政対策債の増発分（H21～26 7,433億円）の合計額。

(単位 %)

実質公債費比率	23.1	21.9	21.9	22.3	23.4	24.3	25.0	24.9	24.5	23.5
---------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

条件：利率 2.0%、満括基金の積立不足額に対し積み戻しを行わない場合

H27以降の試算の前提条件

区 分	内 容	
歳 入	人 件 費	・職員数変動等、定期昇給、退職手当を反映し推計
	投資的経費	・公共（直轄）は新幹線負担金分の増減、過年度償還分の減のみを反映し推計 (新幹線負担金分には、一定条件設定のもと新函館・札幌間の負担額を反映) ・他の要素はH26と同額
	道債償還費	・H27以降の利率は、2.0%（10年債）で推計 ・臨時財政対策債はH27以降も年1,800億円の発行が続くものとして推計
	義務的経費	・保健福祉関係義務費は高齢化の進展等による医療費の増等を踏まえ、年90億円増で推計
	その他歳入	・H26と同額
歳 出	道税・交付税等	・臨時財政対策債の償還に伴う交付税算入額の増分のみを反映し推計 ・他の要素はH26と同額
	その他歳出	・H26と同額

参考資料 2

用語解説

*1 地方独立行政法人

住民の生活、地域、社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務・事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人のこと。

*2 附属機関

直接住民を対象とした執行権を有せず、執行機関の要請により、その行政執行のための必要な資料の提供等、いわば行政執行の前提としての必要な調停・審査・審議又は調査等を行うことを職務とする機関のこと。

*3 P D C A サイクル

計画（Plan）を実行（Do）し、その結果を客観的に評価（Check）することにより改善（Action）に結びつけ、その結果を次の計画に活かすというプロセスで、民間企業において製品の品質向上や、経費削減などを検討する際に広く用いられている。

*4 行財政運営基本システム

各部局（課）が達成すべき業務を、道民満足度の最大化の視点から設定し、その実現に向けた具体的な施策推進方針や業務遂行計画などを策定するとともに、政策評価による実績、成果等の評価に基づき、限られた財源や人的資源を最大限活用し、質の高い政策の実現を図る行政運営システムのこと。

*5 ファシリティマネジメント

企業等が保有する全ての施設（ファシリティ）を、経営的視点から、総合的に企画・管理・活用する経営管理活動（マネジメント）のことで、施設の長寿命化等による施設設備投資の最小化、光熱費、維持補修費等の施設管理運営費の最小化、過剰・遊休等の排除といった施設の効用の最大化が目的。

*6 I C T

Information and Communication Technologyの略。情報通信技術を表す言葉。

*7 指定管理者制度

公の施設の管理について、従来の管理団体が地方公共団体の出資法人等に限定されていた管理委託制度に代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」が管理を代行する制度のこと。

*8 市場化テスト

これまで専ら「官」が担ってきた公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度のこと。

*9 E S C O 事業

Energy Service Companyの略。民間の企業活動として、事業者が顧客に省エネルギーサービスを包括的に提供するビジネスのこと。E S C O事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などに係る全てのサービスを提供することが一般的。

*10 道組織の見直し方針

道を取り巻く状況や課題に的確に対応するために、民間や国・市町村との適切な役割分担や、道が担うべきコア業務の効率的な執行の観点から策定した方針。（平成21年3月策定）

*11 関与団体見直し計画

関与団体の一層の自立化を促すために、団体への財政的・人的関与の縮減という観点から策定した計画。（平成18年2月策定）

***12 病院事業改革プラン**

医療を取り巻く環境や地域ニーズ等の変化に対応するために、必要な医療機能の確保や効率的な経営という観点から策定したプラン。(平成20年3月策定)

***13 北海道競馬改革ビジョン**

北海道競馬の早期の「赤字脱却＝単年度収支均衡」を実現させていくために、「産地に立脚する」という優位性の最大限発揮という観点などから策定したビジョン。(平成20年3月策定)

***14 職員数適正化計画**

持続可能な行財政構造の確立を図るために、「道民のために働くコンパクトな道庁」の構築という観点から策定した計画。(平成18年2月策定、平成21年3月改定)

***15 新・北海道職員人材育成推進計画**

「道民のために働く道庁」の構築を図るために、地域主権を踏まえた行政課題への的確な対応や、高い倫理観と使命感を持った職員育成という観点から策定した計画。(平成21年3月策定)

***16 関与団体の見直し計画**

新たな公益法人制度の施行など公益法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、道の今後の支援のあり方も含め、新法人への移行を見据えた抜本的な見直しを行う観点から策定した計画。(平成22年4月策定)

***17 北海道競馬推進プラン**

地方競馬を取り巻く厳しい環境を踏まえ、ホッカイドウ競馬を将来にわたって安定的に継続していくために、収益構造の安定、産地競馬としての機能の更なる強化、競馬場を活用した地域振興という観点から策定された計画。(平成23年3月策定)